

政治思想学会倫理委員会規程

第1条【目的】

本倫理委員会（以下、委員会）は、「政治思想学会倫理綱領」第8条に基づき設置されるものである。本委員会の目的は、学会活動およびそれに関連する活動において生じた倫理的な問題に関する学会への質問・相談を受け付け、理事会の付託・諮問を受けて学会としての対応を協議することにある。

第2条【委員会の構成および任期】

1. 委員は理事から2名、会員から1名以上を理事会で選出する。委員長は、理事会において互選される。
2. 委員および委員長の任期は2年とする。

第3条【任務】

1. 委員会は、理事会の付託・諮問を受けて、以下の事項を審議する。
 - (1)「政治思想学会倫理綱領」に違反すると疑われる行為
 - (2)本学会の名誉を傷つける行為
2. 委員会は、学会への質問・相談に関する協議結果を理事会に報告し、理事会の決定に基づいて、質問・相談に対する学会としての回答・通知等を行う。
3. 委員会は、「政治思想学会倫理綱領」の内容および趣旨について、広く会員への周知と啓発に努める。
4. 委員会は、「政治思想学会倫理綱領」の内容を必要に応じて見直し、その整備・充実に努める。また、委員会での検討結果を理事会に報告する。

第4条【措置】

委員会は、審議を経て、以下の処分・勧告を理事会に対し提案できる。

- (1)除名
- (2)退会勧告
- (3)会員資格の停止
- (4)学会の役職・委員会の委員就任、研究大会での登壇、学会誌『政治思想研究』の査読および論文投稿について、一定期間の自粛勧告

第5条【事務および相談窓口】

1. 委員会の職務に伴う事務は、政治思想学会事務局が担当する。
2. 学会事務局は、倫理的な問題に関する学会への質問・相談者からの相談を受け付ける、事務上の相談窓口となる。

第6条【守秘義務】

委員会委員および全ての関係者は、委員会に付託された事柄について守秘義務を負う。

第7条【改廃】

この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

(2023年5月27日制定)